

特定非営利活動法人 茨城県防災士会事務分掌規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、NPO法人茨城県防災士会（以下「防災士会」という。）定款第21条及び第40条の規定により組織、事務分掌及び職員について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 防災士会に次の部局を置く。

事務局、総務部、企画部、研修部、広報・機関誌部及び経理部

(事務分掌)

第3条 部局の事務分掌は、別表第1による。

(選任等)

第4条 部局の長及び副他は理事会の推薦により理事長が任免する。

(任期等)

第5条 職員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の職員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠の為、又は増員により就任した職員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(委 任)

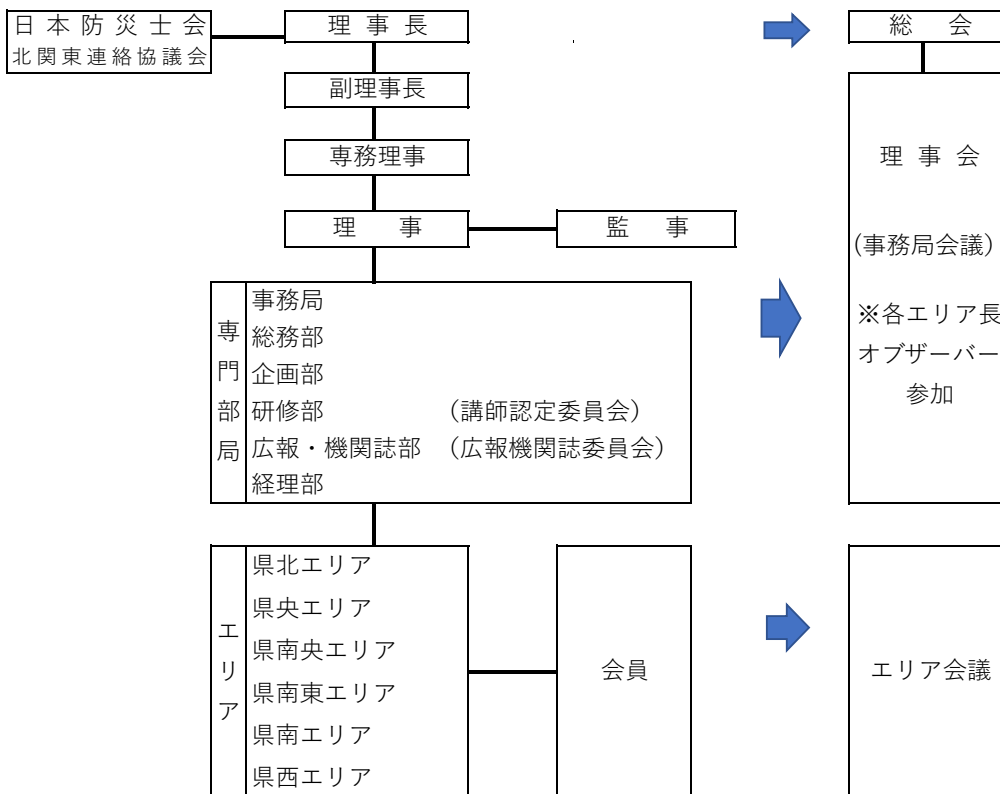
第6条 この規則の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(附 則)

この規則は、令和2年8月1日より施行する。

令和5年5月13日改正 (専門部局改編による)

組 織 図



別表第1 (第3条関係)

事 務 分 掌

部 局	分 掌 事 務
1. 事務局	(1) それぞれの組織の業務内容を掌握し、それらの業務を共通に分掌する。 (2) 予算の立案、実行状況、決算、内部監査に関すること。 (3) 事業計画、事業報告に関すること。 (4) 諸法令に基づく提出書類及び税務関係提出書類に関すること。 (5) 自治体との会合・行事調整と実施、報告に関すること。 (6) 理事長印、銀行カードの管理に関すること。 (7) 日本防災士会、日本防災士会北関東連絡協議会に関すること。 (8) 新聞等各種マスコミの対応に関すること。
2. 総務部	(1) 会員の入会及び退会に関すること。 (2) 会員ネットワークの維持、運営、保全に関すること。 (3) 各規程の作成と遵守及び会員の管理に関すること。 (4) 理事会及び通常総会等の実施及び文書等の管理に関すること。 (5) 役員選考委員会の開催と進言に関すること。 (6) 固定資産、機器備品及び消耗品等の購入と管理に関すること。 (7) 会員のボランティア活動保険に関すること。 (8) その他、他の係に属さないこと。
3. 企画部	(1) 講演等依頼受理時の調整と実施、報告に関すること。 (2) 認定講師の活用、派遣、運営に関すること。 (3) 地区防災計画推進に関すること。 (4) 組織の運営に関すること。
4. 研修部	(1) 講演資料に関すること。 (2) 会員と会員相互のさらなる知識の向上に向けた研修に関すること。 (3) 講師認定委員会の開催に関すること。 (4) 日本防災士会北関東連絡協議会の研修に関すること。
5. 広報・ 機関誌部	(1) 機関誌の発行に関すること。 (2) 広報委員会の開催による内容検討に関すること。 (3) 広報宣伝に関すること。 (4) ホームページに関すること。
6. 経理部	(1) 月次、中間及び年度の決算に関すること。 (2) 活動予算書、決算書、財務諸表の作成に関すること。 (3) 会計処理及び会計監査に関すること。 (4) 現金及び預金の出納と管理に関すること。 (5) 会員、賛助会員の会費と寄付金納入の管理に関すること。 (6) 日本防災士会北関東連絡協議会の会計に関すること。